

第4回 草津市行政経営改革推進本部会議幹事会

(1) 財源確保のガイドライン（案）について

・・・資料1

≪論点1≫

○ ガイドラインの内容について

- ・財源確保のガイドラインは、草津市行政経営改革プランのアクションプランの一つであり、令和3年度中に策定し、令和4年度から令和6年度は当ガイドラインに基づき取組を進めることとしています。
- ・ガイドラインの基本的な考え方については、令和3年6月1日の草津市行政経営改革推進本部会議で協議させていただいたとおりであり、それぞれの内容については、以下のとおりとしようとするものです。

以下、資料1のポイント

- ① 自主財源を中心とした財政構造とすることが重要であるため、依存財源ではなく、自主財源を主な対象としています。
- ② 税や税外債権については、財政規律ガイドラインに基づき、「適正な課税による市税収入の確保」や「各種未収金の縮減」の取組を進めているところであるため、今回策定予定のガイドラインの対象外としています。また、新たな目的税等の創設も容易ではなく、全庁的な検討を要するものでもないことから対象外としています。
- ③ 財政規律を確保し、健全で持続可能な財政運営の維持のためには、財源の確保における地道な取組の積み重ねが重要で、継続して実施することは当然のことながら、これまでの取組に工夫を加え、更なる財源を創出していく視点が必要であることから、本市における現状の取組状況と、今後の検討事項を整理しています。
- ④ 具体的な主な取組としては、ネーミングライツ、広告媒体等への広告導入、クラウドファンディング、市有財産（不動産や動産）の売却や貸付、ふるさと納税制度としています。
- ⑤ 新たな手法による財源創出を検討するに当たっては、確保される歳入額のみを注視するのではなく、人件費を含めた取組に要するコストを考慮し、費用対効果を検証のうえ、新たな財源の確保を図る必要があることとしています。

《論点2》

○ 策定にかかるスケジュールについて

《 スケジュール（簡略版） 》

項目 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現状の取組 各課照会・調整等		→		随時								
ガイドライン 策定業務		→										
各課調整等		随時										
ガイドライン決定・公表												★

《論点3》

○ パブリックコメントの実施について

- ・ガイドラインの策定に当たってパブリックコメントは実施しません。
- ・パブリックコメントを実施しない理由としては、  
「市民参加条例第5条第2項の(4)市の内部の事務処理等に関するもの」に該当し、市民参加の対象としないことができるものであります。  
また、草津市行政経営改革プランは、パブリックコメントにかけており、ガイドラインを策定する方向は決まっている中で、具体的な内部的取組を定めるものであるため、実施する必要がないと判断しています。

＜参考＞財政規律ガイドラインについては、以下の理由によりパブリックコメントを実施していない

- ①内部のルールを定めるものであり、市民生活に直接的な影響を及ぼすものではない
- ②内容が専門的であり、市民に広く意見を求めるような性質であると言い難い

(2) 草津市ネーミングライツ導入ガイドライン（案）について

・・・ 資料2

《論点1》

○ ガイドラインの運用について

- ・草津市ネーミングライツ導入ガイドライン（案）は、他市のガイドライン等を参考に、また、策定に当たっては、全庁照会を行ったものであります。  
令和4年4月1日以降に、ネーミングライツの募集を行う場合は、本ガイドラインに基づき、各公共施設等所管部局が募集要項を作成し、実施することとします。
- ・ネーミングライツに関することで、当ガイドラインに基づき実施が困難であると判断されるものについての取り扱いは、別途協議により対応します。
- ・今後は、施設等の新設や指定管理者の更新等の際に、当ガイドラインに基づき、ネーミングライツ導入の検討を行うことを想定していますが、既に、愛称等が付けられている施設等については、対象外とします。